

## 県立学校教職員の懲戒処分

- 1 被処分者 まつお こうよう  
松尾 光陽 (男)
- 2 年 齢 24歳
- 3 所 属 福岡県立川崎特別支援学校
- 4 職 名 教諭
- 5 処分時期 令和6年11月14日
- 6 処分の程度 免職
- 7 処分の理由

被処分者は、令和6年9月14日(土)、飯塚市の県営筑豊緑地に盗撮目的で訪れ、同日14時25分頃、女子トイレの個室に侵入し、高校生が使用中のトイレの個室をスマートフォンで撮影した。

被処分者は、同年10月4日(金)、建造物侵入罪及び性的姿態等撮影罪で略式起訴され、同日、罰金50万円の略式命令を受けた。

このことは、教育公務員として誠に遺憾な行為であり、地方公務員法第33条(信用失墜行為の禁止)に違反し、地方公務員法第29条第1項に規定する懲戒事由に該当するものである。

教職員課 5454